

消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」の 自治会・町内会掲示板への掲示について

1 趣旨

横浜市消費生活総合センターでは、被害者になる危険性の高い高齢者に向けての注意喚起の方法として、時節ごとに変化する消費者被害やトラブルの傾向を踏まえ、その時節に特に注意すべき事例をわかりやすくコンパクトにお伝えするちらし「月次相談レポート」を、平成28年4月から毎月作成しております。

本ちらしにつきましては、平成30年4月に毎月可能な範囲で自治会・町内会の掲示板への掲示をお願いさせていただきました。

つきましては10月発行分をお送りしますので、可能な範囲で、自治会・町内会の掲示板に掲示して頂けるようお願いいたします。

地域の高齢者の方を消費者被害から守るための活動に対しての、ご理解とご協力を、何卒お願いいたします。

2 掲示するちらし

「月次相談レポート」10月号 A4判1ページ（月刊）

3 スケジュール

- ・平成30年10月下旬に配送ルートにて掲示物を配付

お問合せ・連絡先

担当：経済局消費経済課

深澤、田村

電話：045 - 671 - 2568

FAX：045 - 664 - 9533

「着物など何でも買取ります」と うたう貴金属の訪問購入に注意

「着物や履物、テレフォンカード」などの買取りを口実に訪問し、貴金属や高価な時計を安く買い取る訪問購入業者のトラブルが後をたちません。

- 「着物や靴を買取る」はずが、貴金属はないかと言われ、強引に格安の値段で買い取られた。
- 「外箱はありませんか」と言われ、探しに行っている際に高価な時計やアクセサリーを盗まれたかもしれない。

一人暮らしの高齢者がターゲットになっています。1人のときに業者を家にあげるのは慎重に！



お互いに 一声かけて見守りを！



はまのタスケ

消費者トラブル おかしいな、困ったなと思ったら 気軽にご相談を

消費生活相談電話 **845-6666**

〔平日 9:00～18:00〕
〔土日 9:00～16:45〕

消費生活メールマガジン「週刊 はまのタスケ・メール」のご登録を！

横浜市消費生活総合センター 検索